

社会科における「災害・防災」教育の改革：
社会問題科社会科を視点として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 康弘, 清水, 里紗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9531

社会科における「災害・防災」教育の改革

－社会問題科社会科を視点として－

橋本 康弘*¹ 清水 里紗*²

(2015年9月29日 受付)

1. はじめに

2012年3月21日に中央教育審議会答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」が出された。そこでは東日本大震災の教訓から子ども自らが「どうすれば危険を回避できるか」を主体的に判断し、行動できる力を身に付ける安全教育の必要性が提言された。さらにこの答申を受け、2012年4月27日には「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。このように、近年災害という抑えることのできない自然現象に対して、自らの安全を確保するための思考判断が重要となっている。一方で、ここで示されている思考判断は「自らの安全を確保するため」といった、自分の命や他人の命を守るといったことを重視した思考判断になっている。このような思考判断は学校教育では安全教育や総合的な学習の時間で取り扱われるものとなっている。では、社会科ではどのような「災害・防災」の扱い方が望ましいと考えられるのか。

本稿では社会科における「災害・防災」教育の望ましい在り方を考えるために社会問題科社会科の思想を取り上げたい。社会問題科社会科には複数の考え方があり、その中には人々の持つ「信念」を基準に不都合となる状態や出来事を社会問題として捉え、その問題の実質には対立する人々の「価値観」が存在するという考え方がある。この場合、対立する要素を明らかにすることで社会問題を認識することが出来る。また、それらを吟味し責任ある判断が出来る能力も育成することも出来る。このような社会問題科社会科の考え方を採用することで、社会に存在する多くの価値対立を理解すると共に社会に存在する問題に関する背景的認識することも出来るようになる。また社会問題や「災害・防災」教育を「自らの安全や他人の安全を守る」という捉え方だけでなく、社会科らしい「災害・防災」の捉え方が可能になると思われる。本稿ではこの社会問題科社会科の内容について説明すると共に、社会問題科社会科において「災害・防災」をどのように捉えればいいのかということを論じていきたい。そして最後に具体的な指導案を提示することで、社会問題科社会科における災害防災教育のあり方を示したい。

*¹福井大学教育地域科学部社会系教育講座

*²福井大学教育地域科学部附属小学校

2. 社会問題科とは何か

(1) 社会問題の捉え方

社会問題の捉え方については「社会問題実在論」と「社会問題唯名論」の二論が論争となっており¹，これらの違いは授業計画にも影響を与えている。まず「社会問題実在論」に立つ場合，教師が子どもたちに外在する社会問題とされる状況を示す。そして社会問題を客観的に認識（事実認識）した後，価値判断を行いながら「社会問題」を「非問題状態」へと変えていく過程に進む。このように「社会問題実在論」は事実認識と価値判断の二元論的（分離的）過程を授業で採用する特徴がある（図1参照）。

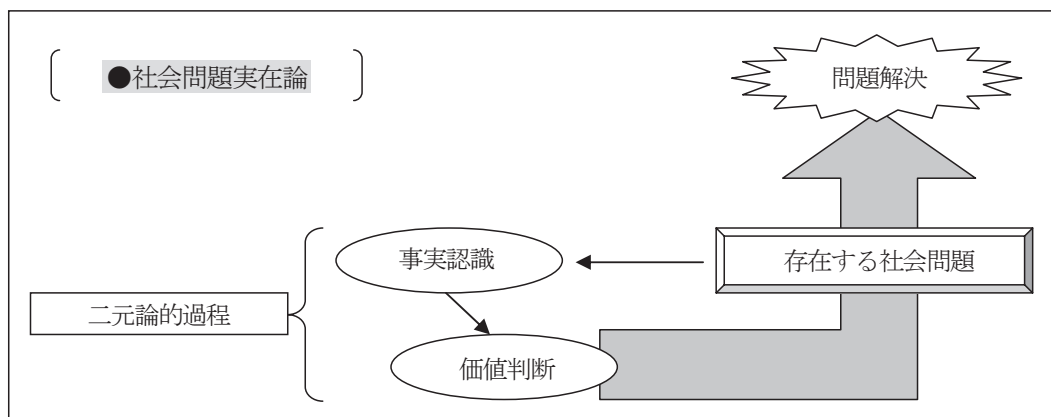


図1 社会問題実在論における社会問題の捉え方（筆者作成）

対して「社会問題唯名論」に立つ場合，教師側の提示から始まるのではなく子どもたち自身も加わりながら，論争している人々の見解や主張を分析していく。ここでは，誰がどのような認識や価値観をもっているのかをまとめ，論点を整理する。そして，論争について整理したものを基に吟味検証を行い，子どもたち自身が独自の見解を作り上げていく。つまりここでは，ある社会事象を問題と呼ぶのかどうか，何をもって問題解決とみなすのかも含めて，子どもたち自身が判断することが求められる。このように「社会問題唯名論」は事実認識と価値判断が一元論的に（連続的に）行われ，この過程を分離しない特徴がある（図2参照）。

「社会問題実在論」と「社会問題唯名論」に関しては，社会問題を取り扱った授業の着地点からもその違いを見ることができる。授業の着地点については，目指すべき民主主義社会観や市民像の違いが大きく関わる。例えば，リベラリズムの立場に立つと，個人主義を徹底しているため合

¹ 社会認識教育学会『新 社会科教育学ハンドブック』明治図書出版（2012）より 渡部竜也「4. 社会問題科としての社会科」

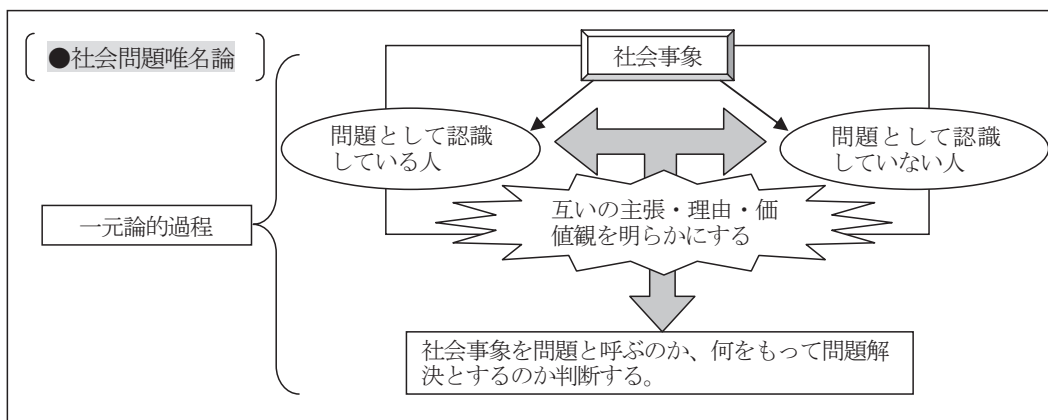


図2 社会問題唯名論における社会問題の捉え方（筆者作成）

意形成や社会的行動というものには距離を置くといった特徴がある。一方でその逆の共和主義や共同体主義の立場に立つと、合意形成や社会的行動は民主主義の構成要件として捉えられるといった特徴がある。共同体主義を徹底した場合、議論を行うことが重要となってくるため合意形成論に近く共同体主義になりやすい「社会問題唯名論」による授業がこれに当てはまる（表1参照）。

	社会問題实在論	社会問題唯名論
社会問題	社会問題の提起	社会問題の非提起
事実認識と価値判断	二元論的過程	一元論的過程
民主主義社会観		共同体主義

表1 社会問題实在論、唯名論と社会問題他との関係（筆者作成）

(2) 「社会問題实在論」と「社会問題唯名論」のカリキュラム編成論

「社会問題实在論」と「社会問題唯名論」各々の特徴をもったカリキュラムについて溝口和宏氏によるカリキュラム編成論を中心に整理を行った²。溝口氏は社会問題を捉える視角として三つの立場をあげている。1つ目が「社会問題を社会に実在する客観的な状態と捉え、法や制度などによって産み出されたものとして捉える立場」である。これは、社会問題を「社会に実在する客観的な状態」と捉えている点などから「社会問題实在論」的立場であると考えられ、中でも「個人・集団を拘束し、その生活のあり方を規定する法や制度などの外的実在（ないし、システムや社会構造）によって産み出されたもの」とあることから「機能主義」による立場である。2つ目

² 社会認識教育学会『社会科教育のニュー・パースペクティブ-変革と提案-』明治図書出版（2004）より 溝口和宏「社会問題科の内容編成原理」

の「社会問題を行為や政策，制度などをめぐる，価値観の異なる個人・集団による選択・判断の相違や衝突によって形成されるものとして捉える立場」も「社会問題实在論」的立場である。とりわけ「社会問題を，人々の選択の背景にある判断や価値観の対立」とあることから，「規範主義」による立場であるといえる。3つ目の「社会問題を個人・集団の間のコミュニケーションを通して構成・再構成される，集合的なカテゴリーや定義づけの産物として捉える立場」に関しては「社会問題を個人・集団の間のコミュニケーションを通して構成・再構成される（中略）」とあることから「社会問題唯名論」的立場であり，「構築主義」による立場である（表2参照）。

社会問題 实在論	【第一の立場】：社会問題を社会に実在する客観的な状態と捉え，法や制度などによって産み出されたものとして捉える立場	機能主義
社会問題 唯名論	【第二の立場】：社会問題を行為や政策，制度などをめぐる，価値観の異なる個人・集団による選択・判断の相違や衝突によって形成されるものとして捉える立場	規範主義
社会問題 唯名論	【第三の立場】：社会問題を個人・集団の間のコミュニケーションを通して構成・再構成される，集合的なカテゴリーや定義づけの産物として捉える立場	構築主義

表2 社会問題实在論、唯名論の3つの立場（筆者作成）

(3) 社会問題による内容構成

今回考えられるカリキュラム構成は「機能主義」「規範主義」「構築主義」の3つである。この中で最初に，今回の実践に適していないカリキュラム構成として考えられるのが「構築主義」である。「構築主義」は「社会問題唯名論」であるため「社会問題の非提起」や「一元論的過程」といった特徴がある。なかでも「社会問題の非提起」については，社会問題とされる出来事が人々によって「問題」として認識されて初めて授業が展開していく。そのため，理論上はともかくカリキュラムとして編成するには内容配列を把握しきれないという問題がある。また「構築主義」の場合，以上のような特徴により取り上げられる題材も「歴史的な出来事」や「裁判による判例」等に限定される³。この点においても「災害・防災」を取り扱うのは難しい。

次に「規範主義」について，「規範主義」は社会問題实在論であるため「社会問題の提起」や「二元論的過程」といった特徴がある。この2点だけでは，今回の実践に適しているとは言い切れない。続いて「規範主義」によるカリキュラム構成の特徴として社会問題の活用方法がある。「規範主義」によるカリキュラム構成の場合，社会問題を使って「信念を批判的に検討」していく形をとっている。そのため，取り上げられる社会問題の中には一貫性のある「信念」が存在する必要がある。「災害・防災」に関する社会問題には「情報・収集・伝達関連」「制度・計画・手続関

³ 社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究 第12号』（2000）より 桑原敏典「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として—The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children's Independent sense of Values:In the Case of Curriculum Unit“American Social Issues”」

連」「精神心理関連」「環境・衛生関連」等があり、これら全体を見た限りでは「生きるため」や「安全のため」など一貫性のある人々の「信念」が存在するように見取れる。そのため、今回の実践には「規範主義」によるカリキュラム構成を活用することも充分可能であるといえる。

次に「機能主義」について、「機能主義」は「規範主義」と同様に社会問題実在論であるため「社会問題の提起」や「二元論的過程」といった特徴がある。この2点だけでは今回の実践に適しているかどうかを判断することはできない。「機能主義」によるカリキュラム構成の場合も社会問題の活用方法に特徴がある。「規範主義」の場合、社会問題を使って「信念を批判的に検討」していくのに対して「機能主義」の場合は社会問題を手がかりに「意思決定の公正さを判断」させるように構成されている。そのため、取り上げる社会問題の中には「意思決定がなされる状況」が存在する必要がある。ここで、今回取り上げられる「災害・防災」に関する社会問題を見てみると、どの問題群においても「意思決定がなされる状況」が存在することが分かる。また「災害・防災」に関する社会問題の背景には社会問題諸科学に関わる問題が多く存在することから、社会問題の構成を客観的に認識し解決に向けて思考させるという「機能主義」の考え方からだと、社会問題諸科学に関わる問題をより適切に認識させることが可能である。よって、今回の実践に「機能主義」によるカリキュラム構成を活用することも可能であるといえる。

このように今回の実践づくりには、タイプの違う2つのカリキュラム構成が活用可能であることが分かった。そこで我々は、今回の実践づくりに「規範主義」によるカリキュラム構成を採用することにした。「機能主義」の場合、社会諸科学に関わる問題をより適切に認識させることが出来るなどの利点があるものの、科学主義として社会の構成を読み取るだけになってしまう可能性が高い。一方で「規範主義」の場合は、一貫する「信念」による「価値対立」について理解することで社会問題の「構造」も認識することが出来る。さらにこういった認識の過程を通ることで価値対立を意識した判断力も育成することが出来る。「災害・防災」に関しては、こういった人間関係を大切にされた適切な価値判断というものがとても重要である。また「災害・防災」に関する価値判断というものは「災害・防災」の中でしか育成することが出来ない。以上の点から「規範主義」の方が実践づくりには適していると言える。

①「規範主義」としての社会問題による内容編成

「規範主義」としての社会問題による内容編成には、社会問題となる人々の価値観の対立を把握させる必要がある。そのため、社会を構成する人々を拘束するようなものの選択・判断についての公的論争を提示し、それを吟味させる内容編成が必要となる。本稿では桑原氏の論文内容を参考にしており、そこでは Ann Breil, John A.Santoro, James A.Wasowski の3人によって開発された後期中等教育用の教材である『アメリカの社会的論争問題 (American Social Issues)』を取り上げている。この中で取り上げられている問題は「アメリカ人の生活における家族の問題」「アメリカ人の生活に対する宗教の影響」「テクノロジーの衝撃」「アメリカ人の生活に対するスポーツ

<p>大単元1：アメリカ人の生活における家族の問題</p> <p>小単元1 困難と変化：家族の問題の100年間 小単元2 植民地アメリカにおける家庭生活 小単元3 それは子供たちにどのように影響を与えるか？ 小単元4 青年期：「私は自分の子どもをコントロールできない」 小単元5 父親の資格：進化する概念 小単元6 アメリカの家族：過去、現在、未来 小単元7 育児についてのジェネラル・ミンズ・レポート：最新情報</p> <p>大単元2：アメリカ人の生活に対する宗教の影響</p> <p>小単元8 フレンド派、ピルグリムファザーズ、伝道師 小単元9 アメリカの地名に対する宗教的影響 小単元10 60年代の霊歌 小単元11 非暴力運動の宗教的基盤 小単元12 信教の自由：修正第1条と教育</p> <p>大単元3：テクノロジーの衝撃</p> <p>小単元13 テクノロジーと人間の精神：芸術的見方 小単元14 テクノロジー：やってくるものについての予言 小単元15 テクノロジー：爆弾 小単元16 テクノロジー：臓器移植 小単元17 テレビの衝撃</p>	<p>大単元4：アメリカ人の生活に対するスポーツの衝撃</p> <p>小単元18 見るスポーツの人気 小単元19 人生の隠喩としてのスポーツの危険性 小単元20 アメリカのスポーツにおける人種差別主義 小単元21 リトルリーグ・シンドローム 小単元22 アメリカのスポーツにおける暴力</p> <p>大単元5：アメリカ人の生活における暴力</p> <p>小単元23 銃、暴力と修正第2条—犯罪のパートナー— 小単元24 暴力犯罪の犠牲者 小単元25 私たちの社会の犯罪：あまりに多い権利？ 小単元26 罰：目には目を？ 小単元27 暴力が答えか？</p> <p>大単元6：私たち人民</p> <p>小単元28 ネイティブアメリカン：忘れられたアメリカ人を見る 小単元29 私たちの社会における女性 小単元30 アフリカンアメリカン：奴隷から平等へ？ 小単元31 人種差別主義 小単元32 200年以上の差別 小単元33 アメリカにるつぼ—神話が現実か？</p>
--	--

Ann Breil, John A. Santoro, and James A. Wasowski, *American Social Issues*, The Center for Learning, 1997, pp. iii - iv, より桑原氏作成。Partを大単元とし、Lessonを小単元と表記した。

表3 「アメリカの社会的論争問題」の全体構成（社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究 第12号』（2000）より 桑原敏典「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として— The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children's Independent sense of Values:In the Case of Curriculum Unit“American Social Issues”」 p.100より引用）

の衝撃」「アメリカ人の生活における暴力」「私たち人民」の6つであり、これらの大単元にそれぞれ5～7の小単元が配列されている（表3参照）。

次にスコープの観点から見ていく。『アメリカの社会的論争問題（American Social Issues）』の場合、現代のアメリカ社会で広く一般化されている様々な信念を批判的に認識させるために、アメリカ社会で円滑に機能しなくなっている状況（＝文化の危機的状況）を社会問題として捉えさせ、危機的状況を生みだしている危機の要因を単元で取り上げている。そして取り上げた危機の要因を手がかりに一般化された信念を批判的に検討させるようなカリキュラム構成となっている。取り上げられた危機の要因は大きく2つに分けることができる。1つ目が社会の急激な変化と

危機の要因	領域	信念	単元	時事問題
伝統的信念の不一致	家族	家族観	1 「アメリカ人の生活における家族の問題」	家族問題
アメリカ社会の多様性	宗教	宗教観	2 「アメリカ人の生活に対する宗教の影響」	「宗教問題・教育問題」
伝統的信念の不一致	科学技術	科学観	3 「テクノロジーの衝撃」	「平和問題・医療問題」
アメリカ社会の多様性	大衆文化	道徳観	4 「アメリカ人の生活に対するスポーツの衝撃」	「公序良俗違反」
伝統的信念の不一致	法律	人権意識	5 「アメリカ人の生活における暴力」	「犯罪」
アメリカ社会の多様性	制度	人種・ジェンダーに対する意識	6 「私たち人民」	「社会的差別」

表4 「アメリカの社会的論争問題」に示される「危機の要因」と信念等の関係（社会系教科教育学会『社会系教科教育研究 第12号』（2000）より 桑原敏典「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として— The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children's Independent sense of Values: In the Case of Curriculum Unit "American Social Issues"」 p.100より筆者作成）

それに対する伝統的信念の不一致によって引き起こされる問題である。これに該当する社会問題として取り上げられているものが「家族問題」「平和問題・医療問題」「犯罪」の3つである。これら3つの社会問題はそれぞれ「家族」「科学技術」「法律」の3つのアメリカ文化領域に存在し、本教材では各々の文化領域の核となる信念を批判的に検討していく。この場合、文化領域の「家族」は信念として「家族観」を検討していくことになる。その他の「科学技術」は「科学観」を、「法律」は「人権意識」を検討していく。

2つ目はアメリカ社会のもつ多様性に起因する問題である。これに該当する社会問題として取り上げられたものが「宗教問題・教育問題」「公序良俗違反」「社会的差別」の3つである。これら3つの社会問題はそれぞれ「宗教」「大衆文化」「制度」の3つのアメリカ文化領域に存在し、先ほど同様に核となる信念を批判的に検討していく。この場合、文化領域の「宗教」は信念として「宗教観」を検討していくことになる。その他の「大衆文化」は「道徳観」を、「公序良俗違反」は「人種・ジェンダーに対する意識」を検討していく（以上、表4参照）。

カリキュラム構成として、社会の急激な変化とそれに対する伝統的信念の不一致を危機の要因とする問題として「家族」を文化領域とする第一単元「アメリカ人の生活における家族の問題」を始めに、アメリカ社会のもつ多様性に起因する問題として「宗教」を文化領域とする第二単元「アメリカ人の生活に対する宗教の影響」と、その後も「伝統的信念の不一致」「アメリカ社会の多様性」の順に単元が配列されているのが分かる。ここでは、アメリカという限られた範囲に留まらず、世界的にも捉えることが可能な「伝統的信念の不一致」による問題を最初に取り上げ、続いてアメリカ特有の「アメリカ社会の多様性」による問題を取り上げることで、社会一般での

信念とアメリカ特有の信念とのめりはりを付けているのが分かる。また、本教材では各単元を2つずつに区切って考えることができる。例えば第一単元と第二単元では、危機の要因こそ違うものの、取り上げる文化領域が「家族」と「宗教」と子どもたちにとって身近なものであることが分かる。続く第三単元と第四単元の文化領域は「科学技術」と「大衆文化」であり、いずれも密接に関わった領域である。最後の第五単元と第六単元による文化領域も「法律」と「制度」であり、これもまた同様に密接に関わった領域であると言える。このように、カリキュラム構成としては一定の規則性を持って構成されていることが分かる。しかし、各単元間（主に2単元ずつの単元間）の関連性はあまり感じられないことから、シークエンスを読み取ることはできない。

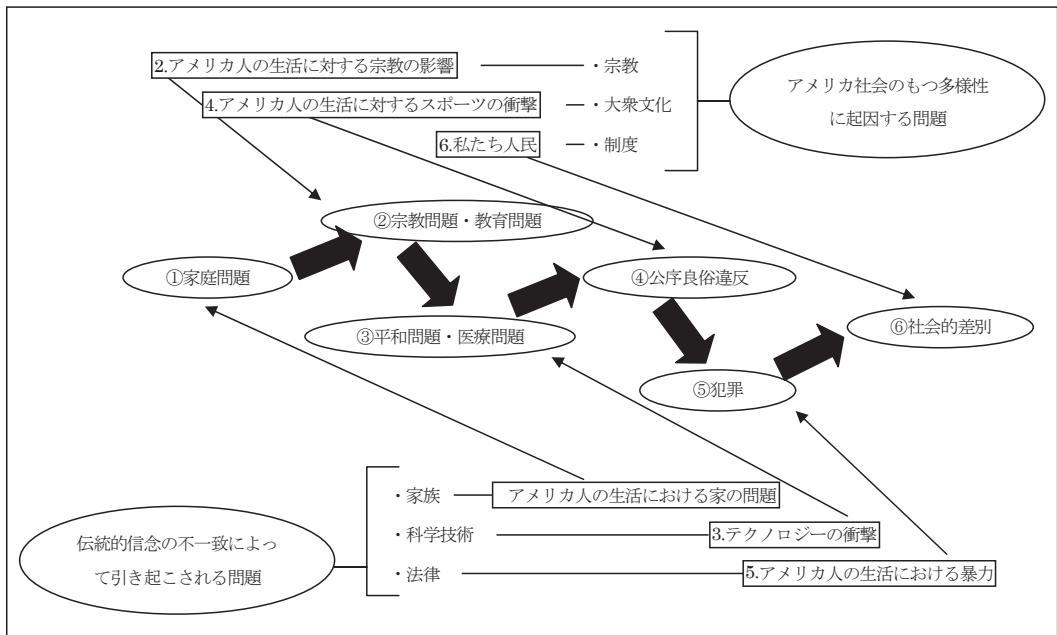


図3 「アメリカの社会的論争問題」のカリキュラム展開 (社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究 第12号』(2000) 桑原敏典「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として—The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children's Independent sense of Values:In the Case of Curriculum Unit“American Social Issues”」より筆者作成)

次に単元に附属する小単元について、若干の違いはあるものの「Ⅰ：危機的状況の背景の理解」「Ⅱ：問題の明確化」「Ⅲ：解決への展望」といった問題の克服過程として組織されている。第2単元を例に考えると、最初の「Ⅰ：危機的状況の背景の理解」にあたる小単元8「フレンド派、ピルグリムファーザーズ、伝道師」では「建国当初の各宗派の相違点を信念の歴史的・構造的根拠

として理解する」⁴。続く「Ⅱ：問題の明確化」では小単元9「アメリカの地名に対する宗教的影響」と小単元10「60年代の霊歌」、小単元11「非暴力運動の宗教的影響」にあたり、「地名の由来に見られる宗教の影響」や「ポピュラーソングに見られる時代の考え方」を確認することで、「信念が生活に及ぼす影響を理解する」⁵と共に「非暴力運動の基盤となった宗教思想の内容を把握し、それらの実生活に対する効用を推測する」⁶。そして、「Ⅲ：解決への展望」にあたる小単元12「信教の自由：修正第1条と教育」では、「公教育と宗教活動の関係のあり方について、これまでの歴史的背景や現実の生活に対する宗教の影響について学習を踏まえて、自らの信念を再構成するよう促される」⁷。ⅡからⅢにかけては、一国の政策が国際関係にまで広く影響を与えると同時に、複雑な国際関係に規定される世界の再帰的構造を描き出す過程として配列されている（以上、表5参照）。

	小 単 元	内 容
I：危機的状況の背景の理解	小単元8 「フレンド派、ピルグリム ファーザーズ、伝道師」	建国当初の各宗派の相違点を信念の歴史的・構造的根拠として理解する。
Ⅱ：問題の明確化	小単元9 「アメリカの地名に対する宗教的影響」 小単元10 「60年代の霊歌」	地名の由来に見られる宗教の影響」や「ポピュラーソングに見られる時代の考え方」を確認することで、信念が生活に及ぼす影響を理解する。
	小単元11 「非暴力運動の宗教的影響」	非暴力運動の基盤となった宗教思想の内容を把握し、それらの実生活に対する効用を推測する。
Ⅲ：解決への展望	小単元12 「信教の自由：修正第1条と教育」	公教育と宗教活動の関係のあり方について、これまでの歴史的背景や現実の生活に対する宗教の影響について学習を踏まえて、自らの信念を再構成するよう促させる。

表5 「アメリカの社会的論争問題」の小単元の展開（社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究第12号』（2000）桑原敏典「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として— The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children's Independent sense of Values: In the Case of Curriculum Unit "American Social Issues"」より筆者作成）

「規範主義」のカリキュラム構成についてまとめると以下ようになる。「規範主義」のカリキュラム構成には「機能主義」の場合とは違って時間的枠組みが存在する。「規範主義」の場合では、個人や集団の信念の対立や矛盾によって問題が生じている時点を現在（イマ）として捉え、そこを

⁴ 前掲3, p101

⁵ 前掲3, p101

⁶ 前掲3, p101

⁷ 前掲3, p101

中心に各個人（集団）の信念や価値観ができた各々の背景（過去）を見ていく。そして、理解・把握した知識をもとに問題の解決策を考えていく（＝未来に繋がる）。このように、実際に問題が起きた時代に関係なく問題が生じた時点が現在（イマ）であり基点であるため、取り上げられる題材も歴史的出来事だけに留まらず現代の出来事まで幅広く取り上げることができる（以上、表6、図4参照）。

社会問題	・アメリカ社会で円滑に機能しなくなっている状況（＝文化の危機的状況）
カリキュラム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会の急激な変化とそれに対する伝統的信念の不一致」を要因とする問題を文化領域にもつ単元から始まり、「アメリカ社会のもつ多様性」に起因する問題を文化領域にもつ単元へと続き、その後も「伝統的信念の不一致」「アメリカ社会の多様性」の順に単元が配列されている。 ・各単元は「伝統的信念の不一致」「アメリカ社会のもつ多様性」のそれぞれが該当する「アメリカ文化領域」に対応して配置されている。 ・各「アメリカ文化領域」に関連した社会問題を取り上げ、それをもとに各々の文化領域の核となる信念を批判的に検討していく。
小単元での構成	・小単元によって若干の違いはあるものの、大半が「Ⅰ：危機的状況の背景の理解」「Ⅱ：問題の明確化」「Ⅲ：解決への展望」といった問題の克服過程を踏むように配列されている。

表6 「アメリカの社会的論争問題」の構成（筆者作成）

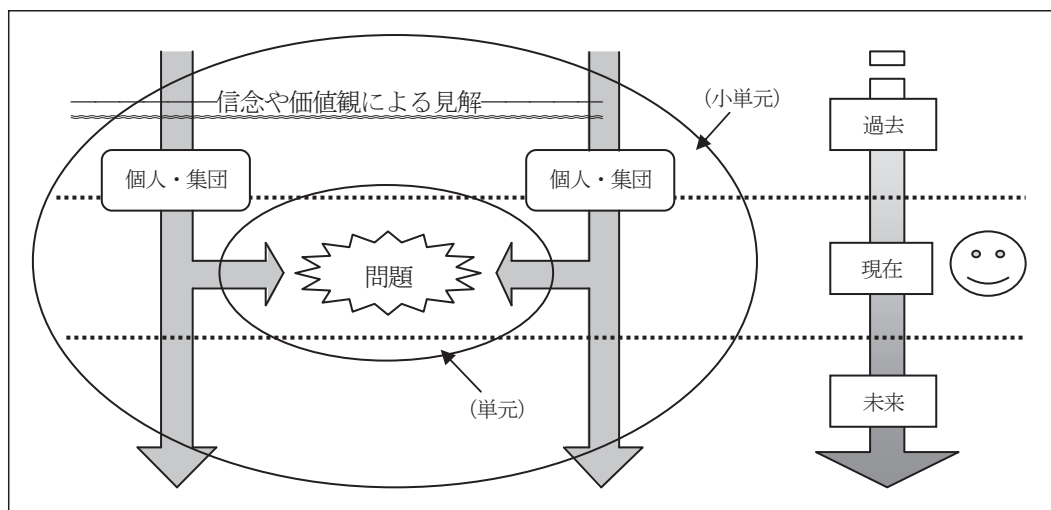


図4 「アメリカの社会的論争問題」にみられる「規範主義」カリキュラムの特長（筆者作成）

3. 社会問題科社会科における「災害・防災」教育のカリキュラムの枠組み

(1) 「災害」に関するスコープ（スコープⅠ⁸）

カリキュラムを作るにあたり、「災害・防災」に関する問題のスコープについて見ていく。まず「災害」に関しては大きく「情報・収集・伝達」「制度・計画・手続」「精神・心理」「環境・衛生」の4つに分けられる。それぞれ挙げられた問題群の中には、スコープ間をまたいで相互に関連するものも有る。そのため、この4つのスコープは緩やかなスコープと言える。続いてこれとは別に「防災」に関するスコープについて見ていく。

(2) 「防災」に関するスコープ（スコープⅡ⁹）

災害対策基本法における災害対応目標には「人命の保全」「財産の保全」「国土の保全」の3つが存在する。これに対して米国での災害対応には「Response/Relief/Recovery」の3つがあり、日米双方の共通点として「人命・安全を守る」「社会のフローの安定」「社会のストックの再建」がある。これらをさらに細かく見ていく。

災害対応課題	72時間	100日	10年
命を守る対策 (緊急対策)			
社会のフローの復旧 (応急対策)			
社会のストックの再建 (復旧・復興対策)			

図5 災害発生からの時間的経過と3種類の災害対応活動（京都大学防災研究所『防災学ハンドブック』（2001）p.682、図5、7より筆者作成）

「人命・安全を守るための対策」は主に、災害から自身の命を守ろうとする欲求に関与している。そのため一般的な対策内容として挙げられた「①生命に直接関わる対策」「②二次災害の低減に関わる対策」「③治安維持・被害警備に関わる対策」「④犠牲者の処理・埋葬および遺族に対する対策」の4つも、災害発生直後に実施されるべき時間的切迫性が高い対策が多い。ゆえに「緊急対策」と呼ばれている。「社会のフローの安定のための対策」は主に、被災者にとって生命の安

⁸ 別表①参照

⁹ 別表②参照

全の確保の次に重要となる対策が該当する。挙げられた対策内容についても「①ライフラインの早期復旧」「②交通の確保」「③生活必需品・救援物資等の調達と配給」「④給食・給水」「⑤収容避難所の開設とその運営」「⑥市場機能の回復」「⑦教育機能の再開」「⑧生活関連情報の提供早暁⑨ボランティアなどの自発的支援の受け入れ」など、被災者の生活の安定に向けての対策が多い。また、ここでの対策は被災者のみならず社会全体への回復にも繋がる内容である。時間的切迫性は「人命・安全を守るための対策」に比べると小さいものの、早急の対策が望まれることから「応急対策」だと言える。「社会のストックの再建」は主に、被災者をはじめ社会全体の回復に関する対策がほとんどである。挙げられた対策内容も「(1)社会基盤の復旧に関する対策」「(2)住まいの再建に関する対策」「(3)住民を主体としたまちづくりの実施に関する対策」「(4)雇用の確保と産業の育成に関する対策」「(5)被災者の生活再建に関する対策」など、長い期間を必要とする対策が多い。しかし、こういった対策は災害発生直後から開始される必要がある。そのため「復旧・復興対策」だと言える。以上3つの対策が活動される時間分布を時間的経過から図に表した(図5)。ここから分かるように、明確な活動順序というものは示すことができないが、大方「緊急対策」「応急対策」「復旧・復興対策」の流れで進んでいくものと考えられる。

(3) 「災害・防災」に関する統合したコープ（スコープⅠ＋スコープⅡ→スコープⅢ¹⁰）

「災害」に関しては「情報・収集・伝達」「制度・計画・手続」「精神・心理」「環境・衛生」の4つの緩やかなスコープについて、「防災」では「緊急対策」「応急対策」「復旧・復興対策」の時間的経過におけるスコープについて見てきた。ここでは前者をスコープⅠ、後者をスコープⅡとし相互の関連を見ていく。別表③はスコープⅠとスコープⅡの関連性をまとめたものである。

(4) 問題群から分かる信念の対立関係

スコープⅢから対立関係について見ていく。スコープとして「災害・防災」を扱った社会問題科社会科カリキュラムを作る際に、信念の対立の事例としては「人命優先主義」と「経済優先主義」の対立と「形式的平等」と「実質的平等」の対立がある。

●「人命優先主義」と「経済優先主義」の対立

「人命優先主義」と「経済優先主義」の対立による具体的な問題としては、緊急対策関連の「自分たちの住む場所が災害の起りやすい所だとは知らずに災害に巻き込まれる」や「防災施設に頼り切っていたため、逃げ遅れた」などがある。日本の主な防災は、防災施設によって「災害の発生を防止あるいは被害の軽減を図ろうとする¹¹」ハード対応を中心に行ってきた。そのため、日本には多くの防災施設が存在する。例えば岩手県宮古市の田老地区には高さ7.7m、総延長距離24

¹⁰別表③参照

¹¹京都大学防災研究所『防災学ハンドブック』朝倉書店（2001）p.10

kmの国内最大規模の津波防潮堤が整備されていた。また釜石市の釜石湾口防波堤に関しては水深63mに造られており「世界一深い防波堤」とも言われていた。後者においては総額1200億円を費やして造られている。しかし、これほどまでに莫大な費用を投じて造られた防波堤も今回の東日本大震災では津波に飲み込まれ破壊されている。更に、この防波堤の存在によって人々は安心して逃げおくれるというケースも少なくなかった。とはいえ、これらの防災施設が何の役にも立たなかったわけではない。釜石湾口防波堤においては、津波の威力及び高さを約40%減少させている。また、それによって津波到着時刻を6分遅らせることができた。ここで「人命優先主義」と「経済優先主義」の対立が見られる。「人命」を優先するのであれば今後は今回の防波堤以上の物を建設する必要があると考えるだろう。それこそ完璧に災害を防ぐ必要があるため、1200億円を優に越える莫大な費用を投じて完全防災都市を築くことが理想とされる。しかしそこまでする必要があるのだろうか。一方で「経済」を優先するのであれば今回の防波堤程度、またはそれ以上の防波堤を建設する必要はないと考えるだろう。しかし実際に防波堤によって津波の威力や高さは減少されているのも事実である。以上がハード面での具体的な対立内容である。

続いてソフト面について、近年日本ではハード対応だけでは限界があるとして「何らかの行動による被害を防止・軽減しようとする¹²⁾」ソフト対応に重点が置かれるようになっていった。例えば「土砂災害の危険地域を公表して住民の避難体制を整える一方で、特に危険な所は家をなるべく建てないようにして被害を減らしていこう¹³⁾」ということで平成12年に「土砂災害防止法¹⁴⁾」がつけられている。「土砂災害防止法」では都道府県が基礎調査を行い、土砂災害の恐れのある地域を指定することになっている。ここでは住民に影響を及ぼす危険性がある区域を「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）とし、中でも被害が大きいと思われる区域を「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）に指定することになっている。イエローゾーンに関しては関係市町村及び住民に危険な場所と避難場所を知らせると共に、大雨の際には避難勧告を出して避難してもらうなどの仕組みを整備しなければならない。一方でレッドゾーンでは新たな建物の建設や住宅開発をすることを制限すると共に、安全な場所に移転する場合には最大786万円の支援を行うなどがある。「土砂災害防止法」が出来てから10年後に国土交通省が進捗状況を検証したところ、全国には土砂災害の危険箇所が52万5000ヶ所存在しており、そのうち警戒区域に指定されたのが26万ヶ所、指定のための調査が終了しているにもかかわらず未だに指定されていない所が4万6000ヶ所もあることが分かった。そしてこれらのうち、少なくとも35件の土砂災害が起きている。これほどまでに指定が進まない原因には、住民や市町村からの反対や協議に時間がかかっている等の理由がある。住民や市町村が反対する理由には、危険区域に指定されることによる地

¹²⁾ 京都大学防災研究所『防災学ハンドブック』朝倉書店（2001）p.10

¹³⁾ 時論公論「土砂災害 避難対策は進んだのか」2012年6月13日より引用

¹⁴⁾ 正式には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

価の下落やそれに伴う過疎化などが挙げられる。個人はもちろんのこと，市町村における地価の下落による財政的影響は決して小さいものではない。しかし，指定することによって住民の避難が促されることも調査の中で分かっている。以上がソフト面での具体的な対立内容である。このように，ハードとソフトの双方において「人命優先主義」と「経済優先主義」の対立が存在することが分かる。

●「形式的平等」と「実質的平等」の対立

「形式的平等」と「実質的平等」の具体的な問題としては，応急対策関連の「各避難所の年齢や健康状態に関わらず，一貫して平等に食料が配布された」や復旧・復興対策関連の「被災状況が把握できず，義援金が震災後70日を過ぎてても被災者に渡されないことがあった」などがある。最初の問題に関しては，応急対策とあるように迅速さが求められる。迅速さが求められる状況下においては，形式的平等に則って食料配分や支援を行うことは致し方ないように思われるが，やはり個人によって需要は異なるため必然的これらの行動には不平等が生じてくる。その一方で復旧・復興関連での「義援金の配分¹⁵」に関しては，決められた配分内容に沿って被災者に公平に配分される必要がある。そのため，被災状況が把握しにくい状況下において必然的に迅速性は損なわれてしまう。このように2つの具体的な問題から「形式的平等」と「実質的平等」の対立が見られる。災害時において迅速性は命にもかかわる重要な要素であり決して蔑にできるものではない。しかし，それと同じく人々の平等も災害時はもちろんのこといかなる状況下においても保たれる必要があるだろう。このように，災害時においては「形式的平等」と「実質的平等」は互に相いれない関係にあることが分かる。

4. 授業開発の実際

(1) 「災害・防災」を扱った社会問題科社会科の単元構成

ここでは「人命優先主義」と「経済優先主義」の信念の対立によるソフト面での「災害問題」を中心とした中学校社会科（公民的分野）の授業開発をする。授業として取り上げる教材は，2014年8月に起きた広島県の土砂災害である。単元展開については『アメリカの社会的論争問題（American Social Issues）』の単元展開を応用する。

¹⁵ 日本赤十字社など4団体と岩手、宮城など15都道府県から構成される「義援金配分割合委員会」が設置され、死亡・行方不明者1人につき35万円を遺族に、また全壊被害に1戸あたり35万円を配る方針が出された。（社会労働調査室『調査と情報 第712号』「被災者生活支援に関する制度の現状と課題—東日本大震災における対応と課題—」（2011）より引用）

単元展開	各時間の主な学習内容及び学習活動	
I：問題の概要理解	①問題の経過と現状	資料などを読み、学習テーマとなる問題が生じるまでの過程を把握し概要を理解する。
II：問題の明確化	②信念の確認と葛藤	判断の根拠となる自分自身の信念を確認し、それをもとに討論を行いながら問題の中にある信念の対立を整理し葛藤させる。
III：解決への展望	③信念の再構成	葛藤を経てそれまでの信念を反省し、他者との討論を通して新たな信念の再構成を行う。

【目標】・災害問題に関心を持ち、積極的に討論に参加する。

- ・対立する信念を理解したうえで、自主的自立的な意思決定を行うことができる。
- ・討論を通じて問題の中にある信念について整理することができる。
- ・広島で起きた土砂災害に関する一連の問題について理解することができる。

【授業展開】

過程	教師の指示・発問	教授学習過程	資料	予想される知識 生徒に獲得させたい知識
I. 問題の概要理解	・1999年6月に広島で起きた「6.29豪雨災害」を知っているか。	T：発問する P：答える	①	<ul style="list-style-type: none"> ・知っている。 ・知らない。 ・1999年6月の豪雨によって広島県内の広島市呉区を中心とした地域で土砂災害が多発し、30人以上人が亡くなった。 ・被害の大きかった地域は山裾やら山麓の斜面に開発された住宅が多い。 ・多くが住宅のすぐ裏に崖や斜面が存在する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「6.29豪雨災害」とはどのような災害だったか、資料から分かることを発表する。 ・「6.29豪雨災害」をきっかけにつくられた法律に「土砂災害防止法」というものがある。 ・「土砂災害防止法」とはどのような法律だろうか。 	T：発問する P：答える		
<p>【土砂災害防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「基礎調査」を行い、土砂災害の発生する恐れがある区域を指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定のための「基礎調査」は都道府県が5年ごとに行う。 ・土砂災害警戒区域と特別警戒区域の指定は都道府県が行う。 ・調査結果は関係市町村に通史する。 ●指定を行う際には関係市町村長の意見を聞かなければならない。 				

過程	教師の指示・発問	教授学習過程	資料	予想される知識 生徒に獲得させたい知識
	<p>●危険区域には2種類あり，住民に影響を及ぼす危険性がある区域を「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）とし，中でも被害が大きいと思われる区域を「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）に指定することになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローゾーンでは関係市町村及び住民に危険な場所と避難場所を知らせると共に，大雨の際には避難勧告を出して避難してもらうなどの仕組みを整備しなければならない。 ・レッドゾーンでは新たな建物の建設や住宅開発をすることを制限すると共に，安全な場所に移転する場合には最大786万円の支援を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月に広島で起きた土砂災害を覚えているか。 	T：発問する P：答える		<ul style="list-style-type: none"> ・覚えている ・覚えていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月に起きた広島市での土砂災害はどのようなものだっただろうか。 	T：発問する	③	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月20日の豪雨によって広島県内の広島市八木地区・緑井地区を中心とした地域で土砂災害が多発し，74人の人が亡くなった。 ・被災した地域の中には住宅開発が止まらず建てられた住宅が流される所もあった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害防止法」があるのにどうしてこんなにも被害が大きいのだろうか。 	T：発問する P：答える		<ul style="list-style-type: none"> ・分からない。 ・危険区域に指定されていなかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害防止法」がつくられてから10年後に警戒区域の指定に関する進捗状況を調べた結果はどのようなものだったか。また今回の広島市での土砂災害が発生したときの広島での進捗状況はどうだったのか。 	T：説明する	④	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の指定が進んでいない。 ・指定が進めない理由として住民や市町村の反対がほとんどを占めている。
	<p>【警戒区域の指定に関する進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に存在する土砂災害の危険箇所52万5000箇所中，警戒区域に指定されたのは26万ヶ所に留まっている。 ・指定のための調査は終了しているにもかかわらず，指定されていない所が4万6000カ所。 ・指定されていない4万6000箇所の中で，少なくとも35件の土砂災害が起きている。 <p>【都道府県アンケートの結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定が進まない理由として住民や市町村の反対と答えたのが21%。 ・指定が進まない理由として住民や市町村との協議に時間がかかっていると答えたのが28%。 ・今後まとめて指定すると答えたのが45%。 			

過程	教師の指示・発問	教授学習過程	資料	予想される知識 生徒に獲得させたい知識
	<p>【広島での指定進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島で土砂災害が発生した箇所が 166 か所あるのに対して警戒区域に指定されていたのは 40 か所。 ・今回の土砂災害に関しては、犠牲者が出た場所は 1 つを除き全て危険区域に指定されていなかった。 			
II・問題の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうして住民や関係市町村は警戒区域の指定に反対するのだろうか。 ・ 危険区域に指定されることによってどのようなことが起きるだろうか。資料から分かること以外にも考えられるものを挙げる。 	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：まとめる</p>	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分からない。 ・ 何か悪影響がある。
	<p>【警戒区域の指定による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険区域の指定によって住民の避難が促される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険区域に指定されていた地域の避難率は 91 %。 ・ 指定されていない地域の避難率は 63 %。 ●危険区域に指定されることによって地価が下落する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎化が進む可能性がある。等 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地価が下落することでの住民や市町村への影響はどのようなものか。 	T：説明する	⑥	
	<p>【地価の下落による影響】</p> <p>少子高齢化の進行によって地方での人口減少が進んでいる。そのため、地方では厳しい財政運営を強いられている。市町村の自主財源の中心となる市町村税のうち固定資産税の占める割合は 44 % と大きい。そのため、地価が下落すると自然と得られる財源が減ってしまう。そうなると今以上に厳しい財政運営を行っていかなくてはならなくなる。財源が少ないということは、結果的にその市町村に住む住民の日常生活（福祉や学校教育など）に影響が出ることになる。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土砂災害防止法」によって危険区域が指定されることに対してあなたは賛成か反対か。またその理由は何か。 	<p>T：発問する P：個人で判断する</p>		
	<p>【賛成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険区域に指定されることによって住民の防災意識も高まって、土砂災害による被害が少なくなるから。 ・ お金よりも命の方が大切だから。 ・ 自分の住んでいる地域が安全なのかどうか分かっていれば、個人レベルでも対策を取ることができるから。 ・ 危険区域に指定されたからと言って、慣れ親しんだ地域を出ていく人は少ないと思う。 		<p>【反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険区域に指定されることによって、その地域の財源が減ってしまい、結果的に人々の生活にまで影響が出るから。 ・ 危険区域に指定しなくても、みんなが防災を心がければ済む。 ・ 自分たちの住む地域のイメージが悪くなってしまふのは困る。 ・ そんなに頻繁に起こらない災害のために財源が減るのは困る。 	

過程	教師の指示・発問	教授学習過程	資料	予想される知識 生徒に獲得させたい知識
	<ul style="list-style-type: none"> ・班ごとに話し合っって班での判断を統一させる。 ・賛成派と反対派に分かれて討論を行う。 	T：発問する P：班で話し合い意見をまとめる P：討論する		
	【賛成】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域に指定されることによって住民の防災意識も高まって、土砂災害による被害が少なくなるから。 ・お金よりも命の方が大切だから。 ・自分の住んでいる地域が安全なのかが分かっているならば、個人レベルでも対策を取ることができるから。 ・危険区域に指定されたからと言って、慣れ親しんだ地域を出ていく人は少ないと思う。 			
	【反対】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域に指定されることによって、その地域の財源が減ってしまい、結果的に人々の生活にまで影響が出るから。 ・そんなに頻繁に起こらない災害のために財源が減るのは困る。 ・自分たちの住む地域のイメージが悪くなってしまうのは困る。 ・危険区域に指定されることによって、その地域の財源が減ってしまい、結果的に人々の生活にまで影響が出るから。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成派は何を重視しているだろうか。討論の内容を振り返りながらまとめる。 	T：発問する P：まとめる		<ul style="list-style-type: none"> ・人命の安全を優先している。
	【賛成】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域に指定されることによって住民の防災意識も高まって、土砂災害による被害が少なくなるから。 ・お金よりも命の方が大切だから。 ・自分の住んでいる地域が安全なのかが分かっているならば、個人レベルでも対策を取ることができるから。 ・危険区域に指定されたからと言って、慣れ親しんだ地域を出ていく人は少ないと思う。 <p>→被害を減らして少しでも人命を守ろうとしている。命を守ることを第一に重視している。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・反対派は何を重視しているだろうか。討論の内容を振り返りながらまとめる。 	T：発問する P：まとめる		<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利点を優先している。

過程	教師の指示・発問	教授学習過程	資料	予想される知識 生徒に獲得させたい知識
	<p>【反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域に指定されることによって、その地域の財源が減ってしまい、結果的に人々の生活にまで影響が出るから。 ・危険区域に指定しなくても、みんなが防災を心がければ済む。 ・そんなに頻繁に起こらない災害のために財源が減るのは困る。 ・自分たちの住む地域のイメージが悪くなってしまふのは困る。 <p>→地域のイメージが悪くなったり、地価が下落することで財源が減らないようにしている。財源の確保を重視している。</p>			
Ⅲ 解決への展望	<p>・2014年11月に「土砂災害防止法」が改正されている。どのように変わっただろうか。</p>	T：説明する	⑦	
	<p>【「土砂災害防止法」改正された点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎調査が終了した段階で危険区域を公表することが定められた。 ・気象庁と都道府県が共同で発表している土砂災害警戒情報を関係市町村及び住民にも周知することが義務付けられた。 ・市町村防災会議において警戒区域ごとに避難経路と避難場所、土砂災害警戒情報の伝達方法を定めなければならない。 			
	<p>・政府の対応はどのような考えを重視したものだろうか。</p> <p>・改正された「土砂災害防止法」の内容についてあなたは賛成か反対か。またその理由は何か。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：個人で判断する</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・人命を優先している考えだと言える。 ・賛成派の考え方。 ・お金より命。
<p>【賛成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実に危険区域に指定されることになったので住民の防災意識も高まって土砂災害による被害が少なくなるから。また危険区域に指定された地域だけではなく、その近辺の地域も影響を受けて広範囲での防災意識の高まりが期待できる。 ・地価の下落による財源の減少に関しては何かしらの対処策を取れば良いと思う。やっぱり命よりも大切なものはない。 ・防災を前面に押し出した地域づくりを行えば、逆に人を集めることができるように思われる。お金に関しては色々と対処方法が考えられる。 		<p>【反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の意見を完全に無視した内容だと思う。危険区域に指定されることによって財源が減ってしまうことによる影響を受けるのはその市町村に住む人々であり、政府はそういった人々の苦しい立場を理解できていない。 ・危険区域に指定しなくてもみんなが防災を心がければ済む話なのに、この法律は一方的すぎて問題があるように思う。自分たちの住む地域のイメージが悪くなることで災害以外の問題（過疎化など）が増加する。 ・そんなに頻繁に起こらない災害に対する対策としてはリスクが大きすぎるように思う。 ・一方的すぎる。 		

本論文の授業案では「Ⅰ：問題の概要理解」→「Ⅱ：問題の明確化」→「Ⅲ：解決への展望」というように展開する。「Ⅰ：問題の概要理解」では、1999年6月29日に起きた広島での土砂災害をきっかけに「土砂災害防止法」がつくられてから2014年8月に起きた広島での土砂災害までの一連の過程を理解すると共に、「土砂災害防止法」を基に2014年8月の広島での土砂災害に関する問題を理解することができるようになってきている。ここでは「2014年8月に起きた広島での土砂災害」という問題に対するこれまでの歴史的過程と問題としての現状を理解することができる。

続く「Ⅱ：問題の明確化」では、2014年の広島での土砂災害による問題に関する具体的な信念の対立を「土砂災害防止法」を基に見つけ出す内容となっている。ここでは最初に「土砂災害防止法」によって危険区域に指定されることを個人で判断させている。こうすることで自分自身の信念の確認を行うことができる。またその後、討論を通じて問題の中にある信念の葛藤を行うことができると共に、信念の対立を認識し整理することができる。

最後に「Ⅲ：解決への展望」では改正された「土砂災害防止法」の内容から、政府が推し進める信念を理解させている。そしてその上で自分自身の判断を行い自身の信念の再構成を行っている。ここでは最初に政府（社会）の考え（信念）を知ることで、社会の見方や考え方を無批判に受容するのではなく、しっかりと考えて自主的自立的な意思決定を行う力を育成することができる。

5. おわりに

本稿では、「災害・防災」教育を社会問題科社会科の考え方を採用することで、「災害・防災」に関する社会科授業をつくることができるのではないかと問題意識のもとで研究を行った。本稿の中で明らかとなった点を以下に述べる。

本稿では社会問題の捉え方の違いによる社会問題科社会科の分類と、それを踏まえた授業構成分析を行った。まず社会問題科社会科の分類に関しては、社会問題の提起・非提起や事実認識と価値判断の2元論的過程と1元論的過程の違いによって大きく「社会問題実在論」と「社会問題唯名論」の2つに分けられることが分かった。これをさらに社会問題を捉える視覚で分類すると「機能主義」「規範主義」「構築主義」の3つに分類することができる。これらのカリキュラム構成については、具体的な事例を基に分析を行った。「規範主義」では桑原氏の論文に基づき、事例として Ann Breil, John A.Santoro, James A.Wasowski の『アメリカの社会的論争問題（American Social Issues）』の分析を行った。分析の結果「規範主義」のカリキュラム構成は時間的枠組みが存在し、個人や集団の信念の対立によって生じた問題について、双方の価値観を理解・把握したうえで解決策を考えていくような内容構成となっていることが分かった。また、取り上げられる題材も歴史的出来事だけに留まらず現代の出来事まで幅広く取り上げることができることが明らかになった。そして、「規範主義」によるカリキュラム構成を応用した中学校社会科（公民的分野）の授業開発では「規範主義」によるカリキュラム構成を応用することで「災害・防災」に関

連する社会問題も認識することができ、なお且つ価値対立を意識した判断力も育成することが出来る授業とした。本稿の課題としては、開発した授業の具体的な活用効果を示すことができない点である。本論文では「規範主義」によるカリキュラム構成を応用した「災害・防災」に関する授業を開発したが、実際にそれらを実践することができていないため、本授業の具体的な活用効果を示すことができない。よって今後は、実際に授業実践を行い子どもたちの変容も踏まえながら、指導案の修正等について検討する必要がある。

【別表①】

「災害」に関するスコープ（スコープⅠ）

<p>情報・収集・伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報のない中での活動により、各機関との連携が困難になる。 ◎県外避難者の未把握と情報不足により、仮設住宅入居や民間賃貸住宅の賃貸補助、生活復興資金貸付、復興公営住宅応募などで不公平な状態を招く。 ◎被災地のニーズの変化が伝わらず、救援物資が一時的に被災地内外の倉庫に滞留する。 ◎避難所と指定されていない場所に避難所が設けられた際に、避難所が把握できずに支援が困難になる。 ◎誤った情報による風評被害などの犯罪が生じるようになる。 ◎帰宅難民者の混乱を防止する目的の広報不足。 ◎海外への情報不足。 ◎被災地の人たちへの情報提供不足。 ◎救助要請が殺到し、情報が整理出来ない。 ◎被災地内の入院患者や、避難所で治療を受けている患者の被災外搬出が困難。 ◎医療施設の被災やライフラインの断絶、物流の混乱によって医療品不足。 ◎避難所での診療と市内病院との連携が十分ではなく、巡回する医師がどの避難所に回るべきなのか分からない。 ◎負傷者を救助しても連絡が満足に取れず、受け入れ先の病院を探すのに手間取る。 ◎災害の形態に応じて多様な輸出遮断の選択が可能な各輸送機関の整備が不十分。 ◎災害時要援助者の避難援助。 ◎避難所によって支援内容に差が出た。 ◎避難勧告の遅れによって逃げおくれる。 ◎ハザードマップが作成されていない。 ◎自分たちが住んでいる場所が災害の起こりやすい所だとは知らずに災害に巻き込まれる。
<p>制度・計画・手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被災のあった現地での引き継ぎが十分に行われてなかった。 ●物資燃料の搬送のために緊急車両等の通行所の発行に膨大な事務作業が生じた。 ●国内輸送手段や燃料などを確保していない海外の支援部隊に対する配備等の調整に貴重な人員が割かれた。 ●医療にまつわる国内法との問題。 ●災害時要援助者名簿を個人情報保護の観点から有効に活用することが出来なかった。 ●仮設住宅から公営住宅への入居を希望しても、元の場所に公営住宅が少ないため希望者の競争倍率が高く、何度も抽選から外されるという状況を繰り返す。

制度・計画・手続	<ul style="list-style-type: none"> ●身寄りもなく、助けてくれる人もいない病気の外来者や、言葉の通じない外国人の方への対処・対応。 ●手話通訳者や要約筆記者の不足。 ●求人が多くが建設解体工事であり、一次的な雇用しか提供されない。 ●仮設住宅に住む多くが仕事に就きたいと願っているが、雇用のミスマッチによって再就職が決まらない。 ●仮設住宅の入居期間は原則2年となっているが、復興などの遅れによってそれ以上の生活を強いられる。 ●被災地に工事関係者を集めやすくするために労務単価を引き上げたことで、民間の住宅建設や販売価格も値上がりした。 ●避難先や住民票を移すと、医療・福祉・子育てなどの行政サービスの提供を受けられないと共に、自治体の崩壊にも繋がる。 ●災害救助法は実務上現金支給は行われないことになっているが、災害が長期化すると対応できない。 ●被災者生活復興支援制度において、全壊・大規模半壊の場合は解体や建て替えに補助金が出されるのに対し、半壊の場合には補助金が支給されない。 ●被災者生活復興支援制度は住宅被害のない被災重傷者・失職者には適用されない。 ●小さな市町村では災害弔慰金支給法による弔慰金だけでも大きな負担になる。 ●災害弔慰金支給法により災害関連死の場合も弔慰金が支給されることになっているが、災害関連死に該当するかの判断基準が不明確。 ●被災状況が把握できず、義援金が震災後70日を過ぎても被災者に渡されないことがあった。
精神・心理	<ul style="list-style-type: none"> ☆防災施設に頼り切っていたため、逃げ遅れた。 ☆住宅の倒壊など二次災害の懸念が大きく、日を追うごとに避難者の数は増えた。 ☆避難所生活における被災者の栄養管理・健康管理・避難生活の改善が不十分。 ☆被災者の不安をあおりたてるようなデマの広まり。 ☆避難所生活の長期化によってストレスに伴ういさかみや虐待があった。 ☆差別的な言動が生じる。 ☆職場や学校などで嫌がらせやいじめを受ける。 ☆女性に配慮した専用スペースが設置されていない。 ☆避難所は狭く、プライバシーが保てない。 ☆診察を別室でゆっくり時間をかけて行うということができない。 ☆避難所生活時に性別によって役割が分担され結果として女性の労働負担が大きくなる。 ☆支援物資を受け取る際に、男女での需要が無視され、女性は一層劣悪な環境での生活を強いられた。 ☆仮設住宅に住む被災者の多くが高齢者であり、気持ちに病気を抱えている。 ☆仮設住宅に住む被災者（主に高齢者）で、交通や買い物が不便であり、通院できる病院も近くにない等、安心して暮らしていけない。 ☆人口構成や被災程度が異なったため、食料や医療品などの援助物資への需要が被災地間や被災者間で異なったが、避難所では過度な平等意識が働いていた。 ☆各避難所の年齢や健康状態に関わらず、一貫して平等に食料が配分された。 ☆巡回医師数に不均等が生じて、一日に何度も医師の診療を受けられる避難所もあれば何日も診療を受けられない避難所もあった。 ☆被災後のストレスや疲労による高齢者の死亡がある。 ☆避難所で生活する被災者の多くが不眠や不整脈を訴えた。

精神・心理	<p>☆看護師や保健師などの専門資格を持った人たちによる燃え尽き症候群。</p> <p>☆個々の需要に関わらず賞味期限の制限の下、食糧が配分された。</p> <p>☆お金の不安。</p> <p>☆新しい土地での生活を余儀なくされた時の既存のコミュニティへの参加へのストレス。</p>
環境・衛生	<p>*多くの地域でゴミ処理施設及び尿施設が被災。</p> <p>*シャワーやトイレといった衛生環境に関する問題。</p> <p>*遺体安置所不足。</p> <p>*倒壊したビルや建築物の解体作業に伴うアスベストの飛散。</p> <p>*ガラスの破片などの危険物の散乱。</p> <p>*バリアフリーの整っていない生活環境。</p> <p>*仮設住宅の多くがプレハブのため水はけや換気、湿気や結露、暑さや寒さによって建物が痛み、それに伴う健康の被害が出る。</p> <p>*被災者生活復興再建支援法により都道府県が相互扶助を行うことになっているが、予想の範囲を超える大規模災害については対応が難しい。</p>

(独立行政法人国立高等専門学校，長岡工業高等専門学校，佐藤和秀『新潟県中越地震体験記 長岡高専』(2010)／あしなが育英会『震災遺児家庭の震災体験と生活実態』(1997)／神戸商船大学『阪神・淡路大震災アンケート』／震災復興誌編集委員会『阪神・淡路大震災復興誌〔第10巻〕』(2006)／震災復興誌編集委員会『阪神・淡路大震災復興誌〔第3巻〕』(1997)／高橋博，大谷圭一，藤井陽一郎，勝又護『地震防災一予知の現状と対策の具体例一』(1979)／東京大学新聞研究所『東京大学新聞研究所研究叢書⑨ 災害と情報』(1986)／長岡技術科大学『新潟中越地震随筆集』(2005)／松澤勲『自然災害科学事典』(1988)／京都大学防災研究所『防災ハンドブック』(2001)／山下文男『シリーズ繰り返す自然災害を知る・防ぐ 第2巻 津波と防災—三陸津波始末—』(2008)／高橋滋，渡辺智之『リスクマネジメントと公共政策 経済学・政治学・法学による学際的研究』(2011)／柳希喜子，山内繁『3.11 その時それからわたしたちが伝えたかったこと—31人の声—』(2012)／磯野清『自然災害とストレスマネジメント それでも僕らは歩み出す』(2012)／直井道生『自然災害リスクの経済分析—家計による地震発生リスクの価値と危険回避行動』(2011)／二宮洗三『防災・災害対応の本質がわかる本』(2011)／中川秀空『被災者生活支援に関する制度の現状と課題—日本大震災における対応と課題—』(2011)／NHK『NHK解説委員室 解説アーカイブス』(2014)より筆者作成)

【別表②】

「防災」に関するスコープ（スコープⅡ）

（3つの代表的な対策において挙げられる一般的な対策内容）

人命・安全を守る	①生命に直接関わる対策 ⇒（人命救助・救急活動・行方不明者の捜索・救出，保健・医療・救護対策） ②二次災害の低減に関わる対策 ⇒（津波・洪水・斜面崩壊・余震・火災・有毒物・危険物の漏洩，感染症などを原因とする二次災害の防止と被害軽減のための対策） ③治安維持・被害警備に関わる対策 ④犠牲者の処理・埋葬および遺族に対する対策
社会のフロー（流れ）の安定	①ライフラインの早期復旧 ⇒（電力・水道・ガス・清掃など） ②交通の確保 ⇒（交通の復旧・輸送体制の確立） ③生活必需品・救援物資等の調達と配給 ④給食・給水 ⑤収容避難所の開設とその運営 ⑥市場機能の回復 ⑦教育機能の再開 ⑧生活関連情報の提供 ⑨ボランティアなどの自発的支援の受け入れ
社会のストック（財貨）の安定	(1)社会基盤の復旧に関する対策 (2)住まいの再建に関する対策 (3)住民を主体としたまちづくりの実施に関する対策 (4)雇用の確保と産業の育成に関する対策 (5)被災者の生活再建に関する対策

（京都大学防災研究所『防災学ハンドブック』（2001）pp.680-681より筆者作成）

【別表③】

「災害・防災」に関する統合したスコープ（スコープⅢ）

緊急対策関連	
◎避難勧告の遅れによって逃げおくれる。 ◎ハザードマップが作成されていない。 ◎自分たちが住んでいる場所が災害の起こりやすい所だとは知らずに災害に巻き込まれる。 ◎救助要請が殺到し，情報が整理出来ない。 ◎被災地内の入院患者や，避難所で治療を受けている患者の被災外搬出が困難。 ◎災害時要援助者の避難援助。 ◎医療施設の被災やライフラインの断絶，物流の混乱によって医療品不足。 ◎避難所での診療と市内病院との連携が十分ではなく，巡回する医師がどの避難所に回るべきなのか分からない。	◎負傷者を救助しても連絡が満足に取れず，受け入れ先の病院を探すのに手間取る。 ●被災のあった現地での引き継ぎが十分に行われてなかった。 ●医療にまつわる国内法との問題。 ●災害時要援助者名簿を個人情報保護の観点から有効に活用することが出来なかった。 ☆防災施設に頼り切っていたため，逃げ遅れた。 ☆巡回医師数に不均等が生じて，一日に何度も医師の診療を受けられる避難所もあれば何日も診療を受けられない避難所もあった。 ☆住宅の倒壊など二次災害の懸念が大きく，日を追うごとに避難者の数は増えた。 * 遺体安置所不足。

（筆者作成）

応急対策関連	
<p>◎被災地のニーズの変化が伝わらず、救援物資が一時的に被災地内外の倉庫に滞留する。</p> <p>◎避難所と指定されていない場所に避難所が設けられた際に、避難所が把握できずに支援が困難になる。</p> <p>◎誤った情報による風評被害などの犯罪が生じるようになる。</p> <p>◎帰宅難民者の混乱を防止する目的の広報不足。</p> <p>◎海外への情報不足。</p> <p>◎被災地の人たちへの情報提供不足。</p> <p>◎災害の形態に応じて多様な輸送手段の選択が可能な各輸送機関の整備が不十分。</p> <p>◎避難所によって支援内容に差が出た。</p> <p>●物資燃料の搬送のために緊急車両等の通行所の発行に膨大な事務作業が生じた。</p> <p>●国内輸送手段や燃料などを確保していない海外の支援部隊に対する配備等の調整に貴重な人員が割かれた。</p> <p>●手話通訳者や要約筆記者の不足。</p> <p>●身寄りもなく、助けてくれる人もいない病気の外来者や、言葉の通じない外国人の方への対処・対応。</p> <p>☆個々の需要に関わらず賞味期限の制限の下、食糧が配分された。</p> <p>☆避難所生活における被災者の栄養管理・健康管理・避難生活の改善が不十分。</p> <p>☆看護師や保健師などの専門資格を持った人たちによる燃え尽き症候群。</p> <p>☆避難所で生活する被災者の多くが不眠や不整脈を訴えた。</p>	<p>☆被災者の不安をあおりたてるようなデマの広まり。</p> <p>☆避難所生活の長期化によってストレスに伴ういさかいや虐待があった。</p> <p>☆差別的な言動が生じる。</p> <p>☆女性に配慮した専用スペースが設置されていない。</p> <p>☆避難所は狭く、プライバシーが保てない。</p> <p>☆診察を別室でゆっくり時間をかけて行うということができない。</p> <p>☆避難所生活時に性別によって役割が分担され結果として女性の労働負担が大きくなる。</p> <p>☆支援物資を受け取る際に、男女での需要が無視され、女性は一層劣悪な環境での生活を強いられた。</p> <p>☆人口構成や被災程度が異なったため、食料や医療品などの援助物資への需要が被災地間や被災者間で異なったが、避難所では過度な平等意識が働いていた。</p> <p>☆各避難所の年齢や健康状態に関わらず、一貫して平等に食料が配分された。</p> <p>☆巡回医師数に不均等が生じて、一日に何度も医師の診療を受けられる避難所もあれば何日も診療を受けられない避難所もあった。</p> <p>☆被災後のストレスや疲労による高齢者の死亡がある。</p> <p>*多くの地域でゴミ処理施設及び尿施設が被災。</p> <p>*シャワーやトイレといった衛生環境に関する問題。</p> <p>*倒壊したビルや建築物の解体作業に伴うアスベストの飛散。</p> <p>*ガラスの破片などの危険物の散乱。</p> <p>*バリアフリーの整っていない生活環境。</p>

(筆者作成)

復旧・復興対策関連	
<p>◎県外避難者の未把握と情報不足により、仮設住宅入居や民間賃貸住宅の賃貸補助、生活復興資金貸付、復興公営住宅応募などで不公平な状態を招く。</p> <p>●仮設住宅から公営住宅への入居を希望しても、元の場所に公営住宅が少ないため希望者の競争倍率が高く、何度も抽選から外されるという状況を繰り返す。</p> <p>●求人が多くが建設解体工事であり、一次的な雇用しか提供されない。</p> <p>●仮設住宅に住む多くが仕事に就きたいと願っているが、雇用のミスマッチによって再就職が決まらない。</p> <p>●仮設住宅の入居期間は原則2年となっているが、復興などの遅れによってそれ以上の生活を強いられる。</p>	<p>●被災者生活復興支援制度は住宅被害のない被災重傷者・失職者には適用されない。</p> <p>●小さな市町村では災害弔慰金支給法による弔慰金だけでも大きな負担になる。</p> <p>●災害弔慰金支給法により災害関連死の場合も弔慰金が支給されることになっているが、災害関連死に該当するかの判断基準が不明確。</p> <p>●被災状況が把握できず、義援金が震災後70日を過ぎてても被災者に渡されないことがあった。</p> <p>☆お金の不安。</p> <p>☆職場や学校などで嫌がらせやいじめを受ける。</p> <p>☆新しい土地での生活を余儀なくされた時の、既存のコミュニティへの参加へのストレス。</p> <p>☆仮設住宅に住む被災者の多くが高齢社であり、気持ちに病気を抱えている。</p>

復旧・復興対策関連	
<ul style="list-style-type: none"> ●被災地に工事関係者を集めやすくするために労務単価を引き上げたことで，民間の住宅建設や販売価格も値上がりした。 ●避難先や住民票を移すと，医療・福祉・子育てなどの行政サービスの提供を受けられないと共に，自治体の崩壊にも繋がる。 ●災害救助法は実務上現金支給は行われないことになっているが，災害が長期化すると対応できない。 ●被災者生活復興支援制度において，全壊・大規模半壊の場合は解体や建て替えに補助金が出されるのに対し，半壊の場合には補助金が支給されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆仮設住宅に住む被災者（主に高齢者）で，交通や買い物が不便であり，通院できる病院も近くにない等，安心して暮らしていけない。 *仮設住宅の多くがプレハブのため水はけや換気，湿気や結露，暑さや寒さによって建物が痛み，それに伴う健康の被害が出る。 *被災者生活復興再建支援法により都道府県が相互扶助を行うことになっているが，予想の範囲を超える大規模災害については対応が難しい。

(筆者作成)

【参考文献】

- ・『自然災害科学事典』〔監〕松澤勲，築地書館，1988年
- ・『災害学』〔著〕佐藤武夫，勁草書房，1971年
- ・『防災ハンドブック』〔編〕京都大学防災研究所，朝倉書房，2001年
- ・『災害看護を学ぶ視点』酒井明子，igs-kankan.com/article/kyoiku2006_3_4.pdf
- ・『小学校学習指導要領解説 社会編』文部科学省，東洋館出版，2010年
- ・『中学校学習指導要領解説 社会編』文部科学省，日本文教出版，2009年
- ・『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』文部科学省，教育出版，2013年
- ・『小学校社会 3・4下』〔監〕有田和正，教育出版，2010年
- ・『小学校社会 5下』〔監〕有田和正，教育出版，2010年
- ・『小学校社会 6下』〔監〕有田和正，教育出版，2010年
- ・『小学校の社会3・4上 わたしたちのすむ土地』〔監〕加藤幸次，明石要一，日本文教出版，2010年
- ・『小学校の社会5下 国土のようすと情報』〔監〕加藤幸次，明石要一，日本文教出版，2010年
- ・『小学校の社会6下 世界の中の日本』〔監〕加藤幸次，明石要一，日本文教出版，2010年
- ・『中学社会 公民的分野』〔著〕佐藤幸治，日本文教出版，2011年
- ・『中学社会 地理的分野』〔著〕金田章裕，日本文教出版，2011年
- ・『中学社会 歴史的分野』〔著〕鈴木正幸，藤井譲治，日本文教出版，2011年
- ・『中学社会 公民 ともに生きる』〔著〕笹山晴生，竹内裕一，中村達也 他，教育出版，2011年
- ・『中学社会 地理 地域にまなぶ』〔著〕笹山晴生，竹内裕一，中村達也 他，教育出版，2011年
- ・『中学社会 歴史 未来をひらく』〔著〕笹山晴生，竹内裕一，中村達也 他，教育出版，2011年
- ・『高校生の地理A』〔著〕片平博文，戸井田克己，須貝俊彦，小野寺淳，木村圭司，武者忠彦，佐々木緑，帝国書院，2013年
- ・『地理B』〔著〕金田章裕 ほか10名，東京書籍，2013年
- ・『新世界史』〔著〕岸本美緒，羽田正，久保文明，南川高志 ほか4名，山川出版，2013年
- ・『新版世界史A』〔著〕木畑洋一 ほか9名，実教出版，2012年
- ・『新日本史』〔著〕大津透，久留島典子，藤田覚，伊藤之雄，山川出版，2013年
- ・『日本史A』〔著〕高村直助，高埜利彦 ほか6名，山川出版，2013年

- ・『政治・経済』〔著〕間宮陽介 ほか8名, 東京書籍, 2013年
- ・『現代社会』〔著〕間宮陽介 ほか12名, 東京書籍, 2012年
- ・『倫理』〔著〕竹内整一 ほか7名, 東京書籍, 2013年
- ・『中学校社会科指導展開事例集 地理』〔編〕澁澤文隆, 東京法令出版, 2003年
- ・『優れた社会科授業の基盤研究Ⅱ 中学校・高校の“優れた社会科授業”の条件』〔編〕全国社会科教育学会, 明治図書出版, 2007年
- ・『中学校社会科指導展開事例集 歴史』〔編〕高山博之, 東京法令出版, 2001年
- ・『授業提案 2011年3・11大震災 新聞で考える NIEガイドブック特別号』〔発行〕日本新聞協会, 2011年
- ・菊池達夫「小学校社会科における防災に関する教材開発—開拓期の石狩川河口域に治水事業に着目して—」pp.141-150, 『北翔大学生涯学習システム学部研究紀要 第12号 (2012)』
- ・米山尚伸「防災・減災意識を高める社会科授業の構想—中学生「安全なくらしを守る」の実践を通して—」, 『全国社会科教育学会 第62回全国研究大会』自由研究発表Ⅰ 口頭研究発表 第5分科会配布資料
- ・東書Eネット, 井藤聡「第5学年社会科「わたしたちの生活と環境」～自然災害を防ぐ～実践例」<https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/downloadfr1/pdf/esj90096.pdf>
- ・内藤直美, 石橋孝浩, 真貝麻由子, 染谷恭平「第5学年 社会科学習指導案」
- ・広原康平「防災・減災教育のための小学校社会科授業の開発研究—第5学年単元「自然災害を防ぐ」の場合—」, 『社会系教科教育学会 第24回研究発表大会』自由研究発表〔2〕第13分科会配布資料
- ・菊池八穂子「政策批判学習としての小学校防災教育の単元開発—第5学年 小単元「災害を防ぐ」を事例に一—」, 『社会系教科教育学会 第25回 研究発表大会』自由研究9-(3), 配布資料,
- ・松岡靖 新谷和幸 長野由和 沖西啓子 中丸敏至 安松洋佳 木村博一 前田俊二「災害社会学の成果を踏まえた社会科新単元「防災ネットワーク」の開発—広島大学附属小3校による共同研究を通して—」『広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要 第40号』, pp.123-128, 2012年
- ・濱口景子「自然災害の防止」<http://edupedia.jp/entries/show/578>
- ・小原友行「社会科は「東日本大震災」をどう考えるか(2)～中学校社会科総合単元「震災復興支援を考える」の開発～」, 『全国社会科教育学会第62回全国研究大会』自由研究発表第5分科会配布資料
- ・高田準一郎「高校地理における災害地名等に着眼した防災教育に関わる地域教材の開発—地形図の読図作業を導入して—」『地理教育研究 11号』, pp.53-61, 2012年
- ・『新 社会科教育学ハンドブック』〔編〕社会認識教育学会, 明治図書出版, 2012年
- ・田本正一「状況論的アプローチによる社会科論争問題授業の開発—中学校公民的分野単元「長崎新幹線建設問題」—」『社会科研究 第69号』, pp.11-20, 2008年
- ・『社会認識教育の構造改革—ニュー・パースペクティブにもとづく授業開発—』〔編〕社会認識教育学会, 明治図書出版, 2006年
- ・丸山貴弘「新しい社会問題学習の提起—構築主義を基盤にして—」福井大学教育地域科学部卒業研究論文, 2013年
- ・渡部竜也「アメリカ社会科における社会問題学習の授業構成論：分析枠組設定の意義」『日本教育学会誌 第27巻 第1号』, pp.53-62, 2004年
<https://ir.u-gakugei.ac.jp/bitstream/230995324111291.pdf>
- ・『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開』〔著〕中河伸俊, 世界思想社, 2001年
- ・『社会科教育のニュー・パースペクティブ—変革と提案—』〔編〕社会認識教育学会, 明治図書出版, 2004年
- ・服部一秀「社会問題カリキュラムの諸相」『社会科教育研究 別冊 2001 (平成13) 年度 研究年報』〔編〕日本社会科教育学会, pp.91-99, 2001年
- ・『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開』〔著〕中河伸俊, 世界思想社, 2001年

- ・ 草原和博 「『市民性育成のための地理教育—時事問題研究カリキュラムの示唆するもの— Geography Education for Citizenship :Implications of the Curriculum focused on Current Issues』『社会系教科教育学研究 第10号』, pp.37-46, 1998年
- ・ 桑原敏典 「自立的な価値観の形成を目指す社会科論争問題学習—「アメリカの社会的論争問題」を事例として— The Issues-Centered Approach in Social Studies Class to Develop Children' s Independent sense of Values: In the Case of Curriculum Unit“American Social Issues”』『社会系教科教育学研究 第12号』, pp.97-104, 2000年
- ・ 溝口和宏 「歴時教育における開かれた態度形成—D・W・オリバーの『公的論争シリーズ』の場合—」 pp.41-50, 『社会科教育研究 第42号』, pp.41-50, 1994年
- ・ 『新潟中越地震体験記 長岡高専』〔編〕独立行政法人国立高等専門学校機構, 長岡工業高等専門学校, 佐藤和秀, あかつき印刷, 2010年
- ・ 『震災遺児家庭の震災体験と生活実態』〔編〕あしなが育英会, 1997年
- ・ 『阪神・淡路大震災アンケート』〔編〕神戸商船大学
- ・ 『阪神・淡路大震災復興誌〔第10巻〕2000年度版』〔編〕震災復興誌編集委員会, ぎょうせい, 2006年
- ・ 『阪神・淡路大震災復興誌〔第3巻〕1997年度版』〔編〕震災復興誌編集委員会, ぎょうせい, 1999年
- ・ 『地震防災—予知の現状と対策の具体例—』〔編〕高橋博, 大谷圭一, 藤井陽一郎, 勝又護, 白亜書房, 1979年
- ・ 『東京大学新聞研究所研究叢書⑨災害と情報』〔編〕東京大学新聞研究所, 1986年
- ・ 『新潟中越地震随筆集』〔編〕長岡技術科大学, 2005年
- ・ 『シリーズ繰り返す自然災害を知る・防ぐ 第2巻 津波と防災—三陸津波始末—』〔著〕山下文男, 古今書院, 2008年
- ・ 『リスクマネジメントと公共政策 経済学・政治学・法律学による学際的研究』〔編〕高橋滋, 渡辺智之, 第一法規株式会社, 2011年
- ・ 『3.11 その時それからわたしたちが伝えたかったこと—31人の声—』〔編〕柳希喜子, 山内繁, ツーワンライフ, 2012年
- ・ 『自然災害とストレスマネジメント それでも僕らは歩み出す』〔著〕磯野清, 神谷印刷, 2012年
- ・ 『自然災害リスクの経済分析—家計による地震発生リスクの価値と危険回避行動—』〔著〕直井道生, 三菱経済研究所, 2011年
- ・ 『防災・災害対応の本質がわかる本』〔著〕二宮洗三, オーム社, 2011年
- ・ 社会労働調査室・課, 泉真樹子, 中村邦広, 近藤倫子「被災地における医療・介護—東日本大震災の現状と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—No.713』, 国立国会図書館 <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2800346/www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0713.pdf>, 2011年
- ・ 社会労働調査室, 中川秀空「被災者生活支援に関する制度と現状の課題—東日本大震災における対応と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—No.712』, 国立国会図書館 <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0712.pdf>, 2011年
- ・ 時事公論「遅れる住まいの復興 長引く仮設住宅生活」『NHK解説委員室 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/193625.html>, 2014年
- ・ 時事公論「土砂災害 避難対策は進んだか」『NHK解説委員室 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/123491.html>, 2012年
- ・ 時事公論「みえてきた課題—土砂災害防止法改正へ—」『NHK解説委員室 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/201026.html>, 2014年
- ・ 時事公論「広島土砂災害1か月 避難につなげる情報を」『NHK解説委員室 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/197673.html>, 2014年

- ・時事公論「広島土砂災害から1週間」『NHK解説委員会 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/195995.html>, 2014年
- ・視点・論点「改正 土砂災害防止法」『NHK解説委員会 解説アーカイブス』<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/205706.html>, 2014年
- ・『NHK スペシャル“夢の丘”は危険地帯だった～土砂災害 広島からの警告～』<http://tvtopic.goo.ne.jp/program/info/800657/index.html>
- ・「土砂災害 命を守る避難」『クロズアップ現代』http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3548_all.html, 2014年
- ・吉田典史「東日本大震災復興の議論に欠けているもの、ソフト面の防災にも目を配るべき」『東洋経済ONLINE』<http://toyokeizai.net/articles/-/7099>
- ・『教訓ノート1-1 1. 構造物対策 構造物による津波対策』〔著〕石渡幹夫, 相良純子, <http://siteresources.worldbank.org/JAPANINJAPANESEEXT/Resources/515497-1349161964494/J1-1StructuralMeasuresAgainstTsunamis.pdf>
- ・『河川堤防における地震対策の検討とりまとめ』関東地方河川堤防復旧技術等検討会, http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000045202.pdf, 2011年
- ・総務省『地方財政制度』<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>
- ・総務省『国と地方の税財源配分の見直し』http://www.soumu.go.jp/main_content/000282936.pdf
- ・総務省『地方財源の現状』http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyoo/chihou/25data/2013data/25czb01-03.html
- ・岡部真也「市町村の財源運営(1) 一市町村税の「税収格差」一」『シリーズ日本経済を考える⑥』2010年, https://www.mof.go.jp/pri/research/special_report/f01_2010_07.pdf
- ・「1999年6月23日～7月3日／梅雨前線豪雨による土砂災害」『1999年(H11年)水害』http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/bousai/saigai/saigai_c20.html